

財務省告示第三百八号
 国債証券買入銷却法(明治二十九年法律第五号)
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十六年五月十八日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。
 平成十六年七月二日

財務大臣 谷垣 禎一

(別表)

合計	国債の名称														記号	額面金額の 総額	額面金額百円当た りの買入価格	
	利付国庫債券 (二十年)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"				利付国庫債券 (十年)
	第七回	第七回	第七回	第七回	第七回	第七回	第二百七回	第二百七回	第二百七回	第二百六回	第二百三回	第二百三回	第二百三回	第二百三回	第二百三回	第二百三回	二十億円	百五円四十七銭七厘
	十八億円	十億円	三億円	十億円	十億円	三十二億円	四十八億円	二十億円	三十億円	十三億円	三十一億円	百五億円	二十億円	七十億円	七十億円	七十億円	二十億円	百五円四十九銭八厘
五百四億円	百十九円十一銭三厘	百十九円十二銭三厘	百十九円十一銭八厘	百十九円十一銭三厘	百十九円八銭三厘	百一円六十六銭六厘	百一円六十六銭一厘	百一円六十五銭七厘	百四円三十五銭一厘	百五円五十一銭五厘	百五円五十銭七厘	百五円四十九銭八厘	百五円四十九銭四厘	百五円四十八銭六厘	百五円四十七銭七厘	百五円四十七銭七厘	二十億円	百二十円八十四銭七厘